

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0(a)～(e) (略)</p> <p><u>(f)</u> 浮体式洋上風力発電施設の構造基準の特例については、<u>国海安第194号（平成24年4月23日）</u>によること</p> <p><u>(g)～(n)</u> (略)</p>	<p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0(a)～(e) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(f)～(m)</u> (略)</p>	<p>浮体式洋上風力発電施設技術基準の制定に伴う改正。</p>
<p>心得附則（平成24年4月23日）</p> <p><u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、<u>平成24年4月23日から適用す</u> <u>る。</u></p>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>(特殊な船舶)</p> <p>4.0(a)～(g) (略)</p> <p><u>(h)</u> 浮体式洋上風力発電施設については、<u>特殊な船舶として、国海安第194号(平成24年4月23日)の規定</u>によること。</p>	<p>(特殊な船舶)</p> <p>4.0(a)～(g) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>浮体式洋上風力発電施設技術基準の制定に伴う改正。</p>
<p><u>心得附則(平成24年4月23日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、平成24年4月23日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 4-2 船舶復原性規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(特殊の貨物船) 23.0(a)～(e) (略) <u>(f) 浮体式洋上風力発電施設については、特殊の貨物船として、国海安第194号(平成24年4月23日)の規定によること。</u>	(特殊の貨物船) 23.0(a)～(e) (略) <u>(新設)</u>	浮体式洋上風力発電施設技術基準の制定に伴う改正。
心得附則(平成24年4月23日) <u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年4月23日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>(特殊な船舶)</p> <p>10-3.0(a)～(b) (略)</p> <p><u>(c)</u> 浮体式洋上風力発電施設については、特殊な船舶として、<u>国海安第194号（平成24年4月23日）の規定によること。</u></p>	<p>(特殊な船舶)</p> <p>10-3.0(a)～(b) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>浮体式洋上風力発電施設技術基準の制定に伴う改正。</p>
<p><u>心得附則（平成24年4月23日）</u></p> <p><u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年4月23日から適用する。</u></p>		